

制 度 名	伴走支援型特別保証制度
目 的	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取り組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。
申 込 人 資 格 要 件	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 (1) セーフティネット4号の認定を受けていること (2) セーフティネット5号の認定を受けていること (3) 次の①又は② i～viのいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i.最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii.直近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii.直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv.直近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v.直近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi.直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと
保 証 限 度 額	1億円
保 証 割 合	申込人資格要件（1）及び（4）については、100%（全部保証） 申込人資格要件（2）及び（3）については、申込金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする。 ただし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込受け付けした保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を申込人資格要件（2）又は（3）で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については、責任共有制度の対象除外とする。
対 象 資 金	申込人資格要件（1）及び（2）については、経営の安定に必要な事業資金。 申込人資格要件（3）については、事業資金。 （4）については、事業の再建に必要な事業資金。
返 済 方 法	一括返済又は分割返済
保 証 期 間	（1）一括返済の場合 1年以内 （2）分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）
担 保	必要に応じて徴求
保 証 人	原則として法人代表者以外不要 ※経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない 【経営者保証免除対応適用要件】 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(1) 通常保証料率

申込人資格要件(1)、(2)及び(4)については、借入金額に対し0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する

申込人資格要件(3)については、借入金額に対し次の表1に定める料率を適用することとし、(3)で借換えの特例により責任共有対象制度の対象除外となる場合については、借入金額に対し次の表2に定める料率を適用することとし、表1、表2の各下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(2) 経営者保証免除対応適用の場合

申込人資格要件(1)、(2)及び(4)については、借入金額に対し1.05%(前記(1)から0.2%上乘せ)とし、0.85%に相当する額を国が補助する

申込人資格要件(3)については、借入金額に対し次の表1に定める料率を適用することとし、(3)で借換えの特例により責任共有の対象外となる場合については、借入金額に対し次の表2に定める料率を適用することとし、表1、表2の各下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

なお、申込人資格要件(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

信用保証料
及び
信用保証料補助

貸付利率

金融機関所定利率

取扱金融機関

約定書締結金融機関

申込方法

金融機関経由保証に限る

取扱期間	<p>令和3年4月1日～令和6年3月31日（保証協会受付基準）</p> <p>※申込人資格要件（4）については、上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。</p>
添付資料	<p>申込人資格要件（1）及び（2）については、次の（1）及び（2）</p> <p>申込人資格要件（3）①については、次の（2）及び（3）</p> <p>申込人資格要件（3）② i～iiiについては、次の（2）及び（4）</p> <p>申込人資格要件（3）② iv～viについては、次の（2）及び（5）</p> <p>申込人資格要件（4）については、次の（2）及び（6）</p> <p>ただし、免除対応を適用する場合にあっては次の（7）の所定の書面を加えて添付するものとする</p> <p>（1）セーフティネット4号又は5号による認定書</p> <p>（2）経営行動計画書</p> <p>※以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。</p> <p>③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。</p> <p>④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。</p> <p>（3）売上高減少要件確認書</p> <p>（4）売上高総利益率減少要件確認書</p> <p>（5）売上高営業利益率減少要件確認書</p> <p>（6）罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）</p> <p>（7）経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）</p>
金融機関の責務及び報告	<p>（1）金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>（2）金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>（3）金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。</p>
借換えの特例	<p>次の保証に係る既往借入金を申込人資格要件（1）で借り換えることができるものとする。ただし、次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。</p> <p>・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金</p>